

2018年労働環境は激変する

全国請負化セミナー開く

「労働法の改正で人材派遣市場は半減する」



野々垣代表理事

3月14日、東京・有楽町の東京国際フォーラムで、社団法人全国請負化推進協議会（野々垣勝代表理事・会長）が「第37回請負化セミナー」を開催した。

国内の労働環境は2018年に激変する。1つが4月1日から改正労働契約法に基づく「無期転換ルール」の適用。2つめが9月末からの「特定派遣の完全廃止」、3つめが「雇用安定措置（3年ルール）」が適用される。

野々垣氏は「未曾有の労働力不足の中、19年4月に施行をめざしている「同一労働同一賃金」の法制化、労働基準法における

「残業時間の上限規制」や「高度プロフェッショナル制度」など、これら労働関係法制の改正で、労働環境は激変することとなる。国会はこれら法改正が「働き方改革関連法案」として一本化され、国会に提出されているが、「同一労働同一賃金」の施行日は、大企業及び派遣会社が2020年4月に、中小企業は2021年4月に延期される予定となった。

また、4月から「改正労働契約法」に基づく「無期転換ルール（5年ルール）」の適用期限がきた3月は「雇止め」問題が起きてお

り、これが今後「労務トラブル」から「労働裁判」に発展していきまう可能性を野々垣氏は指摘している。

「特に特定派遣における問題として、第1にIT業界を中心とした『準委任契

約』による多層構造（2重派遣）、第2に1年以内の雇用期間の労働者を派遣する『登録型派遣』、第3に事業所登録をしないで労働派遣を事業を行う『無許可派遣』の問題があ

り、特定派遣事業者による「一般派遣の許可（切替え）」はさらに厳しくなり、すでに1万社に上る特定派遣事業者が消滅している」ことを明らかにした。